

令和4年名古屋第二検察審査会審査事件（申立）第21号～同第23号

令和4年名古屋第二検察審査会審査事件（職権）第3号～同第5号

申立書記載罪名 地方自治法違反（同法第74条の4第2項）

検察官裁定罪名 地方自治法違反（同法第74条の4第2項）

議決年月日 令和4年10月20日

## 議 決 の 要 旨

審査申立人

（氏名） 岩 城 正 光

被疑者

（氏名） 山 田 豪

被疑者

（氏名） 中 岡 龍 平

被疑者

（氏名） 林 統 介

不起訴処分をした検察官

（官職氏名） 名古屋地方検察庁 検察官検事 梅 原 隆

上記被疑者らに対する地方自治法（同法第74条の4第2項、同法第81条第2項）違反被疑事件（名古屋地方検察庁令和3年検第108901号～同第108903号）につき、令和4年3月17日に、上記検察官がした各不起訴処分の当否に関し、当検察審査会は、上記申立人の各申立て及び職権により、審査を行い、次のとおり議決する。

## 議 決 の 趣 旨

- 1 本件各申立てをいずれも却下する。
- 2 本件各不起訴処分はいずれも相当である。

## 議 決 の 理 由

## 第1 被疑事実の要旨（ただし、抜粋等あり）

被疑者らは、愛知県選挙管理委員会委員長が令和2年8月25日に告示した同県知事の解職請求に関し、解職請求者の署名を偽造しようと考え、A（元愛知県議会議員）、B（Aの子）及びC（元広告関連会社代表）らと共謀の上、ほしいままに

- 1 同年10月23日、佐賀市内某所において、アルバイトXをして、愛知県知事解職請求者署名簿の氏名欄に、いずれも同県知事の選挙権を有する39名の各氏名を記載させ
- 2 同月25日から同月26日までの間、同所において、アルバイトYをして、愛知県知事解職請求者署名簿の氏名欄に、いずれも同県知事の選挙権を有する16名の各氏名を記載させ
- 3 同月下旬頃、同所において、アルバイトZをして、愛知県知事解職請求者署名簿の氏名欄に、いずれも同県知事の選挙権を有する16名の各氏名を記載させ

もって解職請求者の署名を偽造したものである。

## 第2 検察審査会の判断

当検察審査会は、本件不起訴記録及び審査申立書を精査し、慎重に審査したが、検察官がした各不起訴処分の裁定を覆すに足りる証拠は認められず、また捜査が不十分であると認定することも困難である。

被疑者山田豪は、かつて常滑市議会議員という公職に就いており、本来、その責任を重く問われるべきところではあるが、本件署名偽造の発案者、かつ首謀者である元愛知県議会議員である前記Aに従属する立場であり、かつ、被疑者山田豪の行為は偽造用署名簿用紙をレンタカーに積み込む作業や、偽造された署名が記載された署名簿の受取等に関与した程度に止まり、署名偽造行為自体には関与していない。被疑者山田豪は本件行為を反省し、本件の事案解明に積極的に協力している。さらに、常滑市議会議員を辞職

し、社会的制裁を受けている。

被疑者中岡龍平は、自ら経営する会社が、大学の先輩であり、グループ会社の社長である前記Cからポスティング等の業務を請け負う等、前記Cに従属する関係にあったところ、前記Cから署名偽造に関する依頼・指示を受けたものであり、断り切れない立場にあった。被疑者中岡龍平の行為は署名偽造会場の予約、偽造された署名が記載された署名簿の搬送等、限定的である。被疑者中岡龍平は本件行為を反省し、本件の事案解明に積極的に協力している。

被疑者林統介は、被疑者中岡龍平が経営する会社の社員であり、グループ会社の社長である前記Cからの署名偽造に関する依頼・指示を断ることの極めて困難な、明らかに従属的な立場にあった。被疑者林統介の行為は署名偽造会場の予約、アルバイトの手配に加え、アルバイトに対する署名偽造方法の説明や指示にまで及んでいるが、アルバイトに対する署名偽造に関する説明や指示は、本来、前記Bが行う予定であったところ、諸事情があって、一時的かつ補充的に、かつ、渋々行ったものに過ぎない。被疑者林統介は本件行為を反省し、本件の事案解明に積極的に協力している。

ところで、申立人は本件の地方自治法違反被疑事件の告発人ではないことは、本件不起訴記録から明らかであり、そうすると、申立人による本件各申立てはいずれも却下を免れない。しかしながら、本件は民主主義や地方自治の根幹に関わる事件であるため、申立人による本件各申立てを檢察審査会による職権審査を求めるものと解して、審査したものである。

今回の地方自治法違反に問われた愛知県知事の解職請求に向けた署名偽造の行為は、そもそも存在しない民意を、有権者に無断で不正に作り出して愛知県知事の地位を失わせようとしたものである。

当檢察審査会は、前記のとおり被疑者らがいずれも従属的な立場にあり、関与の程度についても概ね限定的な物であり、かつ、反省し、事案の解明

に協力していることを評価したが、被疑者らに対し、今回の行為が民主主義や地方自治の根幹をくつがえす行為であることを再認識し、改めて深く反省すべきことを求めるものである。

よって、上記趣旨のとおり議決する。

令和4年10月20日

名古屋第二検察審査会